

— 静かな夜と平和な空を返せ —

発行日：2023年11月6日

発行者：福本道夫

横田訴訟原告団 NEWS 号外 23-02

連絡先：〒196-0003 東京都昭島市松原町4-10-24-100

E-mail：yokota9th@yahoo.co.jp

Web サイト <http://yokota-nakusukai.sakura.ne.jp/>

発行：横田基地公害訴訟原告団

横田基地公害訴訟第2回弁論

裁判内容は〇〇〇

以下は、弁護団の山口先生にお書きいただきました。

本日の口頭弁論期日で陳述する準備書面では、①自衛隊機の差止めと②将来分の損害賠償について、国の主張に対する再反論を行っています。この2つの論点について、国は訴えの却下（門前払い）を求めているため、裁判所に対し、門前払いなどもっての外であり、原告らの請求を認容すべきだと主張しています。

①自衛隊機の差止めについて

国は、自衛隊機の差止めは、民事訴訟ではなく、行政訴訟で争うべきであるため、民事訴訟である本裁判で扱うことはできないと主張しています。これは、「自衛隊機の運航に係る防衛大臣の権限行為」が、行政処分だという判断を前提とする主張です。しかし、「防衛大臣の権限行為」と言っても、その実質は、上官から部下への指揮命令に過ぎませんから、防衛省内部の行為です。そのような内部行為は行政処分ではないという解釈が一般的な解釈ですので、国の主張は、このような一般的な解釈に反することになります。

原告ら周辺住民は、騒音に苦しんでおり、その騒音を止めてほしいという当たり前の権利を実現するため、差止訴訟を提起しています。仮

本日の行動予定

- ① 13時15分：事前集会
東京地裁立川地裁前
- ② 13時40分：地裁建物に入場（1階で荷物検査があります。）～エレベーターに乗って4階へ
- ③ 13時50分：4階404号法廷に入廷
携帯電話の電源は切るかマナーモードにしてください。
※裁判所から事前に渡された傍聴券20枚を配布しますが、足りない場合でも法廷には入れますのでご安心ください。
- ④ 14時00分：弁論（30分程度か？）
- ⑤ 退廷後～報告集会（裁判所前）～解散
※弁護団と原告団代表は法廷に留まり、今後の進行について協議

に、自衛隊機の差止めは行政訴訟で争うということになると、差止めが認められるための要件が非常に重くなります。そのような過剰に重い要件が、騒音被害に苦しむ住民に課されることは相当とは言えません。

そのため、自衛隊機の差止めは行政訴訟で争うべきであるから、民事訴訟である本訴訟は却下すべきという国の主張は正しくありません。本訴訟で審理した上で、適切な判断がなされるべきです。

②将来分の損害賠償について

国は、航空機騒音が受任限度を超える（＝違法）

（ウラ面に続く）

(オモテ面からの続き)

と判断されるかどうかは、様々な要素により判断されること、そして、原告らが将来転居や死亡することがあるから、今の時点での損害賠償の判断が、将来には変わりうるとして、将来分の損害賠償請求の却下を求めています。

しかし、これらの主張は、いずれも形式的なものであり、少なくとも、期間を区切った将来分の損害賠償を認めない理由にはなりません。なぜなら、横田基地における騒音被害が違法であることは、1981年の第1次訴訟判決以降一貫して認められていますし、横田基地の撤去や縮小は、残念ながら数年以内にはあり得ません。また、基地訴訟では、様々な要素によって損害賠償を認めるか否か判断するのではなく、居住地域に応じた金額を認めるという判断が積み重なっています。そのため、少なくとも、向こう

数年の損害賠償額は、明確に決まるものと言えます。

また、原告の転居や死亡といった事情は、国が把握することは容易に可能ですし、数年スパンであれば、転居や死亡といった事情はそんなに多く起こることもありません。

そのため、国が挙げる理由は、少なくとも数年間という期間を区切った将来分の損害賠償を否定する理由にはなりません。原告の皆さんは、消滅時効との兼ね合いで、何度も何度も訴訟提起を余儀なくされています。国が挙げるような不都合は、原告の皆さんが負わされている不都合よりも遙かに小さいものです。

裁判所は、そのようなバランスに鑑みた上で、少なくとも期間を区切った将来分の損害賠償を認めるべきです。

横田基地公害訴訟原告と横田・基地被害をなくす会の会員の方へ

交通費の支給について

(横田基地公害訴訟原告、横田・基地被害をなくす会の会員のみ対象)

交通費補助として、原告となくす会の会員には500円をお渡しします。出席者名簿に名前を記載の際に、受付担当者がお渡ししますので、お受け取り下さい。

今後の裁判について

今後の裁判予定は以下の通りです。法廷は、基本的に立川地裁4階404号法廷です。

◇第3回口頭弁論：2024年2月19日(月)14時～

事前集会等の場所・時刻は、NEWSなどでお知らせします。

原告や原告団を応援する団体「横田・基地被害をなくす会」会員の方の裁判出欠は、「1年に1回出席」のように、できる範囲で結構ですから、心掛けていただくとありがたく思います。

今後のご協力について(横田基地公害訴訟原告のみ対象)

年末～来年にかけて、各地域毎に「被害を語る会」を開催予定です。

また、NEWS次号送付の際に「爆音カレンダー」を同封予定です。爆音被害を記録する用紙です。できる範囲で結構ですから、ご協力ください。